

## 練馬区病院整備に係る補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 31 日

27 練健地第 10065 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、練馬区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に病院を新築する医療法人等または区内で病院を運営する医療法人等で、病院を改築し、増築し、もしくは改修するもの（改築、増築および改修にあつては医療機能の拡充を伴うものに限る。）に対し、設計、工事および工事監理（以下「施設整備」という。）ならびに設備整備に要する経費の一部を補助することにより、地域の医療提供体制の向上を図り、もって区民の健康の保持、増進に寄与することを目的とする。

(医療機能の拡充の定義)

第 2 条 この要綱において、「医療機能の拡充」とは、つぎに掲げるものをいう。

- (1) がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、救急医療、周産期医療、小児（救急）医療について、改築、増築および改修により医療機器等を新設または増設するものならびに患者の受入れ拡大により患者の受療環境を向上させるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、区内の医療環境に必要な機能であつて、患者の受療環境の向上につながるもののうち、区長が特に必要と認めるもの

(補助対象事業)

第 3 条 この要綱における補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、区内において 200 床以上の一般病床を有する病院を運営しようとするまたは運営している医療法人等が、区と別に締結する協定書等に基づいて行う施設整備および設備整備とする。

- 2 前項に規定する協定書等とは、医療法人等が救急医療、周産期医療、小児（救急）医療、災害時医療等、区が求める医療を行う場合に、区と医療法人等との間でその実施内容について協議し、合意のうえ締結する文書をいう。

(補助対象事業者)

第 4 条 この要綱における補助の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）とは、補助対象事業を行う医療法人等とする。

(補助対象経費)

第 5 条 この要綱における補助の対象となる経費は、補助対象事業に要するつぎの経費とする。

- (1) 設計費
- (2) 工事費
- (3) 工事監理費
- (4) 設備整備費

- 2 前項第 4 号の設備整備費は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等

に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 4 項に規定する医療機器のうち直接または間接的に医療を施し、または検査を行うための機器およびその関連機器ならびに付属品（以下「医療機器等」という。）の整備に要する経費をいう。

3 第 1 項第 4 号の設備整備費は、購入単価 10 万円（税別）以上のものおよびリースにより調達する場合（以下「リース物件」という。）はリース単価にリース期間を乗じて得た額が 10 万円（税別）以上のものを補助の対象とする。

4 前項に規定するリース物件の補助の対象期間は、5 年を限度とする。

5 第 1 項の規定にかかわらず、この要綱による補助金以外の補助金、寄付金その他の収入がある場合は、同項に規定する補助対象経費から当該収入を控除するものとする。

（新築による病院整備に係る補助金の額）

第 6 条 新築により病院を整備する場合の補助金の額は、つぎのとおりとする。

- (1) 設計費の 2 分の 1
- (2) 工事費の 2 分の 1
- (3) 工事監理費の 2 分の 1
- (4) 設備整備費の 2 分の 1

（改築、増築および改修による病院整備に係る補助金の額）

第 7 条 改築、増築および改修により病院を整備する場合の補助金の額は、つぎのとおりとする。

- (1) 設計費の 2 分の 1
- (2) 工事費の 2 分の 1。ただし、建築工事であって医療機能の拡充に係る部分については 4 分の 3
- (3) 工事監理費の 2 分の 1
- (4) 設備整備費の 4 分の 3

2 前項第 4 号の設備整備費は、医療機能の拡充に係るものに限るものとする。ただし、既存の医療機器等の買換えによるものは、対象としない。

（補助金の交付時期）

第 8 条 この補助金の交付時期は、つぎのとおりとする。

- (1) 設計費については、委託した設計業務が終了した年度に交付する。
- (2) 工事費および工事監理費については、年度ごとの出来高に応じて交付する。
- (3) 設備整備費については、購入またはリースの年度ごとの支払実績に応じて交付する。
- (4) 前 3 号の規定にかかわらず、補助対象事業者との協議により、補助対象事業者が補助対象経費に要する支払いを全て行った後に補助金の全額を交付することができるものとする。

（交付申請）

第 9 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第 1 号様式）に、つぎに掲げる書類を添付し、年度ごとに区長に提出しなければならない。

- (1) 収入支出予算書または見込みの抄本
- (2) 補助金算出内訳書（第2号様式）
- (3) 事業計画内訳書（第3号様式）
- (4) 設備整備一覧表（第4号様式）
- (5) 設計および工事請負に関する契約書（写）および費目別内訳書
- (6) 建物の配置図、平面図、立面図および工事仕様書
- (7) 設計および工事に関する工程表
- (8) 建築確認通知書（写）
- (9) その他区長が必要と認める書類

（交付決定）

第10条 区長は、前条の規定による交付申請があったときは、補助金交付申請書および関係書類の審査ならびに必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、当該年度の区の予算の範囲内で補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第5号様式）により補助対象事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第11条 前条および第13条の交付の決定には、別紙の補助金交付の条件を付すものとする。

（交付変更申請）

第12条 第10条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、施設整備および設備整備の内容が変更となったことにより補助金の額の変更を行う場合は、練馬区病院整備に係る補助金交付変更申請書（第6号様式）に、つぎに掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 収入支出予算書または見込みの抄本
- (2) 補助金算出内訳書（第2号様式）
- (3) 事業計画内訳書（第3号様式）
- (4) 設備整備一覧表（第4号様式）
- (5) 設計および工事請負に関する契約書（写）および費目別内訳書
- (6) 建物の配置図、平面図、立面図および工事仕様書
- (7) 設計および工事に関する工程表
- (8) 建築確認通知書（写）
- (9) その他区長が必要と認める書類

2 補助事業者は、施設整備および設備整備の内容が変更になった場合で、前項第1号から第5号までおよび第7号の書類に変更が生じない場合は、これらの書類に代えて施設整備および設備整備の内容の変更箇所がわかる書類を区長へ提出しなければならない。

（補助金の交付の変更決定）

第13条 区長は、前条の規定により補助事業者から補助金の交付変更申請があったときは、

補助金交付申請書および関係書類の審査ならびに必要な応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、当該年度の区の予算の範囲内で補助金の交付を決定し、補助金交付変更決定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第14条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書（第8号様式）につき掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 収入支出決算書または見込みの抄本
- (2) 補助金精算額内訳書（第9号様式）
- (3) 事業実績報告内訳書（第10号様式）
- (4) 当該年度の工事出来高報告書（第11号様式）
- (5) 設備整備一覧表（第4号様式）
- (6) 設計および工事請負に関する契約書（写）および費用別内訳書
- (7) 建物の配置図、平面図、立面図および工事仕様書
- (8) 設計および工事請負業者等への支出済額を示す書類
- (9) その他参考となる書類（検査関係書類など）

2 前項第6号および第7号の書類については、交付申請時に添付したものと変更がない場合は添付を省略することができる。

（補助金の額の確定）

第15条 区長は、前条の規定による補助事業実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものと認めるときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、補助金交付額確定通知書（第12号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第16条 前条第2項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金交付請求書（第13号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第17条 区長は、補助事業者から前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第18条 前2条の規定にかかわらず、補助事業者は補助事業の円滑な遂行のために必要な場合には、第10条および第13条の規定に基づく補助金の交付決定後に、区と協議のうえ、練馬区病院整備に係る補助金概算払交付請求書（第14号様式）を区長に提出することにより、補助金の概算払を受けることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、第15条第2項の規定による通知を受けたときは、練馬区病院整備に係る補助金精算書（第15号様式）を速やかに区

長に提出し、補助金を精算しなければならない。

(補助事業完了報告)

第 19 条 補助対象事業者は、補助対象事業が全て完了したときは、補助事業完了報告書(第 16 号様式)に、つぎに掲げる書類を添付し、区長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業完成後の竣工図面
  - (2) 事業の完了を確認できる全景および室内主要部分の写真
  - (3) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 7 条第 5 項に規定する検査済証(写)
- (委任)

第 20 条 この要綱の施行について、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

付 則 (平成 30 年 8 月 23 日 30 練健地第 10041 号)

この要綱は、平成 30 年 8 月 23 日から施行する。

## 補助金交付の条件

### 1 病院の建設および運営等

補助事業者は、区と別に締結する協定書等に基づき、病院の建設および運営を行うものとする。

### 2 財産処分の制限

補助事業者は、補助対象事業により取得し、効用を増加した新病院の施設については、「補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示 384 号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

### 3 財産処分に伴う補助金の返還

区長は、2 の承認を受けて財産処分することにより補助事業者が収入があった場合には、補助金の全額または一部を区に返還させることができる。

### 4 財産の管理義務

補助事業者は、補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

### 5 関係書類の管理確保

補助事業者は、補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助対象事業完了後 5 年間保管しておかななければならない。

### 6 状況報告等

- (1) 区長は、補助対象事業の円滑適正な執行を図るために必要があるときは、補助事業者に対して補助対象事業の遂行状況に関し報告を求め、または職員が事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、関係者に質問することができる。
- (2) 区長は、補助対象事業が完了した後において、補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反していないことを確認する必要があると認めるときは、(1)に定める報告を求めることができる。

### 7 補助対象事業遂行の命令

区長は、補助事業者の報告等により、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して補助対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

#### 8 是正のための措置

区長は、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助対象事業につき、これに適合させるための処置を執るべきことを命ずることができる。

#### 9 決定の取消し

区長は、つぎのいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

#### 10 補助金の返還

補助事業者は、補助金の交付決定を取り消された場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されていたときは、区長の指示するところにより、その額を返還しなければならない。また、要綱第15条の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合も同様とする。

#### 11 違約加算金

補助事業者は、9の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95%の割合で計算した違約金(100円未満切捨て)を区に納付しなければならない。

#### 12 延滞金

- (1) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満切捨て)を区に納付しなければならない。
- (2) (1)により延滞金の納付を命ぜられた補助金の未納付額の一部の納付がされたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算となるべき額は、その納付金額を控除した額によるものとする。